

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日  
本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律施行令案要綱

## 一 訴訟の援助の申請等

1 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日  
本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（以下「法」という。）第十七条第一項に規定  
する訴訟（以下「訴訟」という。）についての同項の規定による援助（以下「訴訟の援助」という。）  
を受けようとする者は、防衛大臣にその旨を申請しなければならないものとする。

2 防衛大臣は、1による申請があつたときは、二及び三に従い、訴訟の援助を行うものとする。

（第一条関係）

## 二 訴訟の援助の範囲

1 訴訟の援助のうち、訴訟に関する費用の立替へは、(1)から(3)までに掲げる費用についてそれぞれ防衛  
大臣が必要と認める限度において行うものとする。

(1) 裁判所に納付すべき手数料その他の費用

(2) 弁護士又は弁護士法人に支払うべき報酬その他の費用

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、訴訟に関し必要な費用

2 防衛大臣は、1の(3)に掲げる費用の立替えを行おうとするときは、財務大臣に協議しなければならないものとする。

3 訴訟の援助のうち、訴訟に関する費用の立替え以外のものは、(1)から(3)までに掲げる事項について行うものとする。

(1) 立証資料その他の関係資料で防衛大臣が必要と認めるものを収集し、又は整備すること。

(2) 弁護士又は弁護士法人を紹介し、又はあつせんすること。

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、訴訟に関し助言その他必要な援助を行うこと。  
(第二条関係)

### 三 訴訟の援助を行わない場合

1 訴訟の援助は、一の1による申請に係る訴訟が明らかに勝訴の見込みがないと認められる場合には、行わないものとする。

2 1のほか、訴訟の援助のうち、訴訟に関する費用の立替えは、一の1による申請に係る訴訟が(1)又は

(2)に該当する場合には、行わないものとする。ただし、防衛大臣が特に必要があると認められた場合は、この限りでないものとする。

(1) 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第二条第一項に規定する中小漁業者等及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）第五条に規定する中小企業者以外の者が提起する訴訟である場合

(2) (1)に掲げる場合のほか、訴訟に関する費用の額が多額であるため、その額が当該訴訟に係る賠償の請求額に比して不均衡であると認められる訴訟である場合  
(第三条関係)

#### 四 償還金の支払の猶予等の申請等

1 法第十八条ただし書の規定により償還金の支払の猶予又は立替金の償還の免除を受けようとする者は、防衛大臣にその旨を申請しなければならないものとする。

2 防衛大臣は、1による申請があったときは、五から九までに従い、法第十八条ただし書の規定により償還金の支払の猶予又は立替金の償還の免除を行うものとする。  
(第四条関係)

#### 五 償還金の支払の猶予

法第十八条ただし書の規定による償還金の支払の猶予は、訴訟の援助として訴訟に関する費用の立替えを受けた者（以下五及び八において「債務者」という。）が(1)又は(2)に該当し、かつ、当該償還金を支払うことが一時的に困難となっていると認められる場合（債務者が法第十八条ただし書の規定により償還金の支払の猶予を受けている場合にあつては、当該償還金を支払うことができる見込みがないと認められる場合を含む。）に限り、行うものとする。

(1) 債務者に係る訴訟について、その者の敗訴が確定した場合

(2) 債務者に係る訴訟について、オーストラリアから給付を受けた訴訟に関する費用に相当する費用の額が当該訴訟について政府の立て替えた訴訟に関する費用の額より少ない場合（第五条関係）

## 六 償還金の分割支払

防衛大臣は、法第十八条ただし書の規定により償還金の支払の猶予を行う場合には、当該償還金の額を適宜分割してその支払期限を定めることができるものとする。

（第六条関係）

## 七 支払期限後における償還金の支払の猶予

防衛大臣は、償還金の支払期限（法第十八条ただし書の規定による償還金の支払の猶予後の支払期限及

び六により定められた支払期限を含む。)後においても、当該償還金について法第十八条ただし書の規定により償還金の支払の猶予を行うことができるものとする。この場合においては、既に発生した支払の遅滞に係る損害賠償金は、徴収すべきものとする。こと。

(第七条関係)

#### 八 立替金の償還の免除

法第十八条ただし書の規定による立替金の償還の免除は、同条ただし書の規定により償還金の支払の猶予を受けた債務者以外の債務者にあつては、五の(1)又は(2)に該当し、及び償還金の支払期限において、無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、償還金を支払うことができることとなる見込みがないと認められる場合に、法第十八条ただし書の規定により償還金の支払の猶予を受けた債務者にあつては、当初の支払期限から十年を経過した後において、無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、償還金を支払うことができることとなる見込みがないと認められる場合に限り、行うものとする。こと。

(第八条関係)

#### 九 財務大臣への協議

防衛大臣は、法第十八条ただし書の規定により償還金の支払を猶予し、又は立替金の償還を免除しようとするときは、財務大臣に協議しなければならないものとする。こと。

(第九条関係)

十 附則

1 この政令は、法の施行の日から施行すること。

(附則第一項関係)

2 防衛省組織令(昭和二十九年政令第百七十八号)について所要の改正を行うものとする。

(附則第二項関係)